

# 募 集 要 項

## はじめに

当財団では 1967 年の設立以降、福祉事業を営む法人に対して 2,000 件以上の助成を行って来ました。これまでの実績を振り返ると、福祉事業所で必要とされる物品の購入を、一般器具・福祉用具の別を問わず、幅広く支援してきた結果となっています。今後は、利用者主体の福祉事業として特色を発揮すべく、障がい者が抱える課題に対して直接的な働きかけが出来る物品や取り組みに対して、積極的に助成をしていきます。

## 1.助成対象

**対象(1)：障がい者の生活支援や就労支援の環境改善に資する物品**

…施設利用者に対するサービスの向上に必要な物品

例) 援護・介護・訓練等のサービス向上に明確に資する福祉用具

サービスの向上に資する創意工夫を施した用途で使用する予定の一般器具

**対象(2)：障がい者の福祉向上に資する取り組み**

(2)-A 利用者に対するプログラムの拡大

例) 施設利用者に対する機能訓練の拡充等 ※

※物品の購入が大半を占める場合は、対象(1)で申請すること

(2)-B 地域共生型プログラムの実施

…施設利用者の別を問わない、地域に開かれた福祉プログラムの実施

例) サロンづくり、特定の障がいに対する啓発活動など

(2)-C 調査・研究

…障がい者の福祉向上に資する調査・研究

例) 学校法人所属の研究者による、フィールドワーク・実証を旨とした研究活動

実務者（施設の従業員）による、施設内の自立訓練プログラム拡大のための調査活動など

## 2.申請期間

Web 申請のみ：2022 年 7 月 1 日～2022 年 8 月 31 日 17：00 まで登録完了してください。

## 3.申請方法

インターネット回線を利用し、当財団ホームページの「助成事業登録フォーム」に必要事項及び申請内容の概略を記入した上で、下記書類と共に送信してください。

- ① 申請書 （当財団ホームページ上から書式をダウンロードし、PDFに変換してください。）
- ② 事業計画書 ※2022 年度
- ③ 予算書 ※2022 年度
- ④ 決算報告書 ※2021 年度（設立初年度の団体は不要）
- ⑤ 事業報告書 ※2021 年度  
（設立初年度の団体は不要、但し団体としての発足以前の報告書等があれば提出してください。）
- ⑥ 助成希望物品の型番・品名等のわかる物品明細（据付工事等を含む場合はこの見積書）

## 4.助成金額

総額 800 万円（1 件あたりの助成金額の上限は 100 万円）

※申請額を限度額に近づける必要はありません。必要な金額を申請してください。

※審査の結果、申請額から減額の上助成する場合があります。

## 5.助成期間

助成金交付日～2023 年 12 月 31 日 支払等全ての手続きを完了してください。

※ 上記の助成期間内に申請書記載の物品を購入してください。

（助成金交付日前に購入したものに対する助成ではありません。）

## 6.申請資格

対象(1)： NPO 法人、社会福祉法人等の法人格を有する非営利法人であること。

対象(2)： 非営利団体で、実務者（NPO 法人、社会福祉法人等の職員）の参加が含まれること。

## 7.助成対象となる費用

当財団の助成金は、申請内容の充足に必要な不可欠な費用に対してのみ使用してください。一般的な経費の補填ではありません。

詳細については、「助成金取扱規則」を参照してください。（別表 1 に該当する費用の申請は、  
選考の対象外とします）

## 8.助成対象者の義務等

(1).助成金取扱規則の遵守（※必須）

(2).使途報告書及び収支報告書の提出（**※必須/Web 申請のみ、メール・郵便等は不可**）

「助成事業ページ」内の様式に従い、必要事項を記入の上、PDF へ変換して提出してください。

収支報告書には、領収書を必ず添付してください（料金振込をもって受領等の契約がある場合  
に関しても、領収書を取得してください）。

・提出期間

2024 年 1 月 1 日～2024 年 1 月 20 日 17 : 00 までに完了してください。

(3).成果物等の提出（**※該当する場合※必須/Web 申請のみ、メール・郵便等は不可**）

・当財団からの助成金を受けて購入した物品には、その旨を明記し写真を提出してください。

**また、物品を利用した効果・成果について必ずコメントを明記してください。**

・当財団からの助成金を受けて実施した事業の成果物（当財団への報告書とは別に独自で作  
成した会誌・報告書等）がある場合には提出してください。

なお、当財団からの助成金を受けて実施した事業においては、その旨を明記してください。

(4).助成者代表成果発表会への出席（※当財団からの打診があった場合）

助成者代表成果発表会（2024 年 5 月頃、東京都内）への出席。

（なお、指定する会場への旅費（交通費・宿泊費、但し日当は除く）往復分に関しては、当財  
団が負担します。）

(5).訪問受入（※当財団からの打診があった場合）

当財団の今後の助成事業発展のため、貴団体を訪問させていただく場合にはこれの受け入れ。

※1 (2)の使途報告書（収支報告は除く）、(4)事業報告会での様子及び(5)の訪問結果は、  
当財団のホームページで公開します。

なお、(3)で提出頂いた成果物等に関しても当財団ホームページで公開させていただく予定で  
すが、個人情報等の問題がある場合には、申し出により公開を差し控えます。

※2 未使用の助成金がある場合や、事前の届け出無しに申請時の使途と大きく異なる支出を行った  
場合、報告書の提出義務等に違反した場合には、助成金の一部、または全額返還を求めること

があります。

**申請に際しては、「助成金取扱規則」を熟読の上、助成金受領後も同規則を遵守してください。**

## 9.選考手続

募集：2022年7月1日～2022年8月31日 17：00まで（Web申請のみとします）

選考：2022年10月中

※福祉助成選考委員会が「福祉助成申請書」に基づいて審査、選考します

承認：2022年12月中の理事会

交付：理事会における承認後、速やかに行います

## 10.その他

①助成期間中、申請内容に変更があった場合には、遅滞なく当財団までご連絡ください。

②当サイトからのメールは「houonkai@mayekawa.org」で送信いたします。

「houonkai@mayekawa.org」からのメールを受信できるように設定をお願いします。

期日迄にご連絡がない場合は、採択が取消となる場合もあります。

③申請書は、最新版をダウンロードの上ご使用ください。

旧タイプの申請書は不可です。

以上